

社会福祉法人 鹿屋市社会福祉協議会広告掲載事業取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人鹿屋市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が発行する「社協だより」に掲載する有料広告の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の対象範囲等)

第2条 広告の内容が次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載の対象としない。

- (1) 法令、法律に基づく命令、条例及び規則等（以下「法令等」という。）に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの
- (6) 当該広告の内容について本会が推奨している等、市民の誤解を招くもの又はそのおそれがあるもの
- (7) 虚偽の内容又は事実と異なる内容を含むもの
- (8) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (9) 青少年にとって有害であると認められるもの
- (10) 全各号に掲げるもののほか、広告として掲載することが適当でないと認められるもの

2 次の各号に掲げる業種又は事業者に係る広告は、掲載することができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当するもの及びこれに類似するものに係る業種又は事業者
- (2) 消費者金融に係る業種又は事業者
- (3) ギャンブル（宝くじに係るものを除く。）に係る業種又は事業者
- (4) 法令等に定めのない医療に類似する行為に係る業種又は事業者
- (5) 全各号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でないと認められる業種又は事業者

(広告主)

第3条 広告主は原則として鹿屋市内で事業を営んでいる企業（以下「広告主」という。）とする。

(広告掲載の申込み)

第4条 社協だよりに広告の掲載を希望する広告主は、広告掲載申込書（様式第1号）を会長に提出するものとする。

(広告審査会)

第5条

- 1 会長は、前条の広告掲載申込みがあった場合は広告内容等の可否を審査するため、広告審査会（以下「審査会」という。）を設置する。
- 2 審査会の委員長は事務局長を、副委員長は総務課長を、委員は地域福祉課長、総務課課長補佐、

外部委員（監事1名）をもって充てる。

- 3 委員長は、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 審査会は、委員長及び委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 7 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 8 副委員長は、審査対象となる事項について予備審査をし、軽易な事項と認めたときは委員長の決裁により、審査会の開催を省略することができる。

（広告掲載の優先順位）

第6条 広告掲載の優先順位は次に掲げるところによる。

- (1) 本会の特別会員または団体会員
 - (2) 保健・医療・福祉関係者
 - (3) その他
- 2 申し込みが指定枠を超え、優先順位が重複した場合、以下の順で審査する。
- (1) 掲載の回数
 - (2) 会費の回数
 - (3) 抽選
- ※抽選については、外部委員が行う。

（広告掲載の決定）

第7条 会長は、申込があったときは審査の可否をもとに掲載について決定し、広告掲載承認・不承認通知書（様式第2号）を広告申込者宛に通知するものとする。

（原稿の提出）

第8条 広告掲載の決定通知を受けた広告主は、広告原稿を自己の負担により作成し、本会が指定した期日までに原稿を提出しなければならない。

（広告掲載の規格）

第9条 広告掲載の規格は、1枠あたり縦6.0cm×横9.0cmとし4枠までとする。ただし、原稿に空きスペースがある場合は、最大8枠(1ページ)まで掲載することが出来る。また、2枠を超える拡大掲載をすることができる。

（広告掲載料）

第10条 広告掲載料は、1回1枠あたり7,700円（消費税込）とする。

（支払方法）

第11条 広告主は、本会の指定する方法により期日までに遅滞なく広告掲載料を納入しなければならない。

(広告の責任)

第12条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取り消し)

第13条 業務上支障があるとき、又は、指定する期日までに原稿を提出しなかったとき、若しくは、広告掲載料を納入しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(広告掲載料の還付)

第14条 広告掲載が決定した後、広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、広告掲載料を還付する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は別に定める。

(庶務)

第16条 広告掲載の庶務は、総務課において処理する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日より施行する。

この要綱は、令和3年3月10日より施行する。

この要綱は、令和4年4月1日より施行する。

この要綱は、令和6年4月1日より施行する。